

大阪市の緊急金融対策について

大阪市では平成20年10月31日から次のとおり「大阪市緊急金融対策」を実施しています。

大阪の経済活力の源泉である中小企業は、原油・原材料価格の高騰によるダメージを受けており、さらに、サブプライムローン問題に端を発した世界的な株価暴落などにより金融不安が増大するなど、ますます厳しい環境に置かれています。

そのような状況下、国においては「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」を創設し、10月31日から実施しています。

本市では、こうした動向に即応し、信用不安を減少させるとともに市内の中小企業が安心して活躍できるよう、緊急相談窓口を設置するほか、本市独自の取り組みを織り込んだ「大阪市緊急対策融資」の創設などを、平成20年10月31日から次のとおり実施しています。

1. 緊急相談窓口の設置

大阪市では、資金繰りの悩みを抱える市内中小企業の相談にスムーズに応えることができるよう、大阪市信用保証協会とともに、セーフティネット保証の認定手続きや低利融資の申し込みなどを案内する緊急相談窓口を大阪産業創造館に設置しています。

- ・ 専用電話の設置 (06 - 6264 - 9934)、3回線を増設
- ・ 相談スタッフの増員 (金融担当14名、信用保証協会2名、合計16名)

【窓口・電話による相談件数 11,905件 (12月12日現在)】

2. 「大阪市緊急対策資金融資」の創設

国の「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」に対応するとともに、本市独自の取り組みとして小規模企業者に対する保証料補助を盛り込んだ制度を創設しました。

【申込状況8,098件 (12月12日現在)】

3. 「原油等高騰対策特別融資」の名称変更及び拡充

国の「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」の対象とならない方への本市独自の緊急対策として、現行の「原油等高騰対策特別融資」の名称を変更し、利用要件を拡充しました。さらに、本市独自の取り組みとして小規模企業者に対する保証料補助を実施しています。

【申込状況62件 (12月12日現在)】

4. 現在の状況について (平成20年10月31日~12月12日)

認定書発行枚数 (信用保険法第2条第4項第5号のみ)

13,223枚 (29営業日) → 約455件/1営業日

1. 緊急相談窓口

設置場所	大阪産業創造館2階、中小企業プラザ内
電話番号	06-6264-9934
設置日	平成20年10月31日(金)

2. 「大阪市緊急対策資金融資」(斜字体は拡充部分)

利用対象	同一事業をおおむね1年以上経営し、大阪市内で事務所または事業所を有して、原則として事業による大阪市市民税を納税している中小企業者で、中小企業信用保険法第2条第4項第5号に基づく認定(※1)を受けた方
融資限度額	1億2000万円⇒2億円(うち無担保8,000万円)
融資期間	7年以内⇒10年以内(据置期間12ヶ月以内)
融資利率	年1.6%
信用保証料率	年0.8%⇒本市独自措置により0.4%に引き下げ 【対象：小規模企業者(※2)】
資金使途	運転資金・設備資金
連帯保証人	法人の場合は原則として代表者、個人の場合は原則として不要
信用保証	大阪市信用保証協会による保証(責任共有制度の対象外)

※1 中小企業信用保険法第2条第4項第5号認定：国の指定する業種(698業種)を営んでおり、(イ)売上高が減少、(ロ)原油・原材料の高騰による影響を受けているものの売上に転嫁困難、(ハ)商品の仕入価格の高騰により利益率が減少している企業が対象

※2 小規模企業者：常時使用する従業員数が20人以下(商業、サービス業、飲食業は5人以下)である個人、会社

3. 「原材料価格高騰対策特別融資」(斜字体は拡充部分)

利用対象	同一事業をおおむね1年以上経営し、大阪市内で事務所または事業所を有して、原則として事業による大阪市市民税を納税している中小企業者で、原油等の仕入価格の上昇を製品等の価格に転嫁できない方もしくは、 売上総利益率または営業利益率が減少している方。
融資限度額	2億円(うち無担保8,000万円)
融資期間	7年以内(据置期間6ヶ月以内)
融資利率	年1.6%
信用保証料率	年0.45~年1.9%⇒本市独自措置により1/2補助 【対象：小規模企業者(※)】
資金使途	運転資金⇒運転・設備資金
連帯保証人	法人の場合は原則として代表者、個人の場合は原則として不要
信用保証	大阪市信用保証協会による保証(責任共有制度の対象)

※小規模企業者：常時使用する従業員数が20人以下(商業、サービス業、飲食業は5人以下)である個人、会社